

個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

納期限は12月1日(月)

8月中旬に県から送付した納付書で納期限までに納付してください。

※納付書を紛失された方は

問い合わせ先へ

岡知多県税事務所

県民税・事業税グループ

☎0569(89)8174



Jアラートを活用した情報伝達訓練

町内14か所の屋外拡声器のほか、家庭用の同報無線戸別受信機や防災ラジオから、訓練放送が流れます。

●Jアラートとは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報などの緊急情報を、市町村防災行政無線などを通じて、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

●訓練概要

・とき 11月12日(水)

午前11時頃

※予備日 12月3日(木)

・放送内容

「これは、Jアラートのテストです」×3回
「こちらは、こうほうひがしうらです」

岡防災課 内線348

●利用方法

・マイナポータルからログイン

※マイナンバーカードが必要

・日本年金機構のホームページからログイン

※アクセスキーと基礎年金番号が必要

・詳細は日本年金機構(ねんきんネット)ホームページへ



・受給に関する各種通知書の確認 など

岡半田年金事務所

☎0569(21)2375

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です



日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。大切に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

●発送時期・対象

①令和7年10月下旬～11月上旬にかけて順次発送
・対象
令和7年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方
②令和8年2月上旬
・対象
令和7年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した方

●控除の対象

令和7年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。家族(配偶者や子どもなど)の国民年金保険料を支払っている場合は、自身

の国民年金保険料に加え、その保険料も控除が受けられます。

●保険料は

忘れずに納めましょう

国民年金制度は、所得税と住民税が軽減される可能性があるだけではありません。老後はもちろん、不慮の事故で急にお金が必要になったときに「障害年金」を請求できるなど、万が一のときにも心強い味方となる制度です。

岡ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

※050から始まる電話の場合 ☎03(6630)2525

▼受付時間

・月～金曜日
午前8時30分～午後7時

・第2土曜日
午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日除く)、12月29日～1月3日は利用不可

11月30日(いいみらい)は「年金の日」

厚生労働省では「国民一人ひとりが「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として11月30日を「年金の日」としています。自分の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

●「ねんきんネット」は

ねんきん

忘れずに申請を！ 離婚時の年金分割制度



離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができま

●請求期限に注意！

離婚をした日の翌日から2年

※請求期限を経過すると請求不可

●分割方法は2種類

(1)合意分割

離婚などをして、条件①②に該当した場合、当事者の一方または双方からの請求により、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができる制度です。

▼条件

①婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)があること

②当事者の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたこと(合意がまとまらない場合は、当事者の一方の求めにより、裁判所が

按分割合を定めることが可能)

※合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3

号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。

(2)3号分割

離婚などをして、次の条件に該当した場合、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

▼条件

婚姻期間中に平成20年4月1日以後、国民年金の第3号被保険者期間があること
※「3号分割制度」は、当事者の合意は必要ありません。ただし、分割される方が障害厚生年金の受給

権者で、この分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合は「3号分割」請求は認められません。

●年金分割の話し合いに必要な情報通知書(分割の対象となる期間等記載)

事前に請求することができます。年金分割のための情報提供請求書を請求者の住所を管轄する年金事務所に提出すると通知書を受け取ることができます。

●当事者の一方がお亡くなりになっている場合

情報通知書の請求ができない、相手側が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求できない場合があるため、速やかに問い合わせ先へ

岡半田年金事務所

☎0569(21)2375

公務員合同説明会



参加機関担当者による採用制度の説明を実施します。個別に相談することもできます。

●とき 11月29日(土)

午前9時15分～午後0時30分

・受付 午前9時～

●ところ

●参加機関(予定)

・愛知県警察半田警察署
・知多中部広域事務組合消防本部
・知多市役所

・知多市消防本部
・第四管区海上保安本部衣浦海上保安署
・自衛隊愛知地方協力本部
半田地域事務所

●定員 30名(先着順)

●申込み

二次元コードからメールを送信

※参加決定者には事前連絡あり

岡目衛隊愛知地方協力本部

半田地域事務所

☎0569(21)0004

11月の第3水曜日は「愛知県内一斉ノーマルデー」

「あいちワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、愛知県内一斉ノーマルデーを定め、働き方を見直す契機となるよう普及啓発に取り組んでいます。11

を進め定時に退社し、趣味や家族との団らんなどの時間をお過ごしください。

岡愛知県労働福祉課

☎052(954)6360

月19日(水)は、効率的に仕事

11月9日～15日は 「秋の火災予防運動」

令和7年度
全国統一防火標語
「急ぐ日も
足止め火を止め
準備よし」

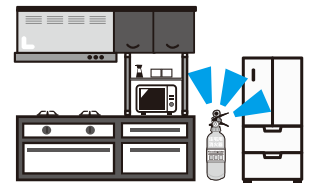
空気が乾燥して火災が発生しやすい時季を迎え、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。火災は一人ひとりの心がけで防ごうことができます。大切な命、財産を守るため、火災予防に対する意識を高め、火災を未然に防ぎましょう。



■住宅防火

- いのちを守るためのチェックシート～住宅防火対策ができているかチェックしてみよう！～
- ☐ 寝たばこをしていませんか？
 - ☐ ストープの近くに燃えやすいものがありますか？
 - ☐ ストープ・コンロなどは安全装置付きのものを使用していますか？
 - ☐ コンロの周りに燃えやすいものを置いていませんか？
 - ☐ ガスホースにひびが入っていませんか？

住宅用消火器 を設置しましょう



- ☐ コンセントにほこりがたまっていませんか？
- ☐ コードを束ねて使用していませんか？
- ☐ 住宅用火災警報器を設置していますか？
- ☐ 火災拡大を防ぐため、部屋は整理されていますか？
- ☐ 家の周りに燃えやすいものを置いていませんか？
- ☐ 地域の防災訓練などに参加していますか？

■住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせてくれる機器です。きちんと作動するように、日ごろの維持管理が大切です。定期的な作動確認をしましょう。



就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会です。

第3回 ひとり親家庭等 就業支援講習会

●とき

令和8年1月～3月

※内容により日程が異なる

●ところ

名古屋市、二宮市、豊橋市

●内容

仕事に役立つパソコン講習、調剤薬局事務講習、福祉用具専門相談員研修

●対象

県内在住の母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦の方で、就業への意欲があり、全日程出席できる方

●受講料 無料

●その他

教材費と交通費は自己負担

●申込み

11月17日(月)までに申込書を問い合わせ先へ

※募集要領と申込書は子育て支援課で配布

●子育て支援課

内線140

介護予防を目的とした「健康とくらしの調査」にご協力を！

町と知多北部広域連合では、高齢者の皆さんの介護予防施策に役立てるため、日本老年学的評価研究との共同研究事業として、アンケート調査を行います。調査票が届きましたら、ご協

力をお願いします。

「健康とくらしの調査」

●調査時期

11月17日(月)～12月8日(月)

●対象

65歳以上で要介護認定を受けていない方のうち、

おおむね4人に1人を無作為に抽出します。

●目的・内容

要介護者の減少や介護保険料の抑制を図るため、対象者となる方々の現在の健康状態や社会参加などの状況を把握します。

●問い合わせ

調査について健康とくらしの調査コー

ルセンター

(平日午前9時～正午、午後1時～5時)

☎0120(900)678

・介護予防施策などについて
：東浦町保健センター

☎(83)9677

：知多北部広域連合
事業課給付係

☎052(689)2263

廃棄物を焼却することは 法律で禁止されています



廃棄物の焼却は、煙やニオイが周辺住民の迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質が発生することがあるため、法律で禁止されています。

なお、例外として焼き畑・畔の草など、農業を営むためにやむを得ない野焼きなどは認められています。ただし、周辺住民から苦情があれば、指導の対象となります。

注意して実施してください。

- ① 焼却時間が短時間(30分程度)で終わる程度の少量にとどめる。
- ② 風向きや強さ、時間帯(洗濯物を干していない時間帯など)を考慮する。
- ③ 焼却する雑草などが濡れていると煙が多く発生するため、よく乾かしてから焼却を行う。
- ④ 野焼きをしている間は、その場を離れない。
- ⑤ 野焼きをする前に周辺住民に連絡するなど、理解を得て迷惑にならないよう。

うに配慮する。

※農業を営むためでも、ビニール類、プラスチック類、ゴム類の野焼きは禁止されています。

環境課 内線282



都市計画道路の変更



知多都市計画道路について、所定の手続きを経て8月12日に告示し、①②の都市計画道路を変更しました。

- ① 愛知県決定
- ② 知多都市計画道路3・3・4
- ③ 知多都市計画道路3・4・17号大府半田線
- ④ 東浦町決定
- ⑤ 知多都市計画道路3・4・46号健康の森線

1号衣浦西部線

知多都市計画道路3・4・17号大府半田線

東浦町決定

知多都市計画道路3・4・46号健康の森線

知多都市計画道路3・4・46号健康の森線

知多都市計画道路3・4・508号養父森岡線

知多都市計画道路3・5・509号塩田線

知多都市計画道路3・5・509号塩田線

知多都市計画道路3・5・509号塩田線

知多都市計画道路3・5・509号塩田線

知多都市計画道路3・5・509号塩田線

都市計画の案の縦覧



縦覧の期間中、この案に意見のある方は意見書を提出することができます。

都市計画の案

- ① 知多都市計画区域区分の変更(愛知県決定)
- ② 知多都市計画用途地域の変更(東浦町決定)
- ③ 知多都市計画土地区域整理事業の決定(東浦町決定)

縦覧期間

11月7日(金)～21日(金)

縦覧場所

- ① 愛知県都市計画課、役場都市デザイン課
- ② 役場都市デザイン課
- ③ 知多都市計画課
- ④ 知多都市計画課
- ⑤ 知多都市計画課
- ⑥ 知多都市計画課
- ⑦ 知多都市計画課
- ⑧ 知多都市計画課
- ⑨ 知多都市計画課
- ⑩ 知多都市計画課
- ⑪ 知多都市計画課
- ⑫ 知多都市計画課
- ⑬ 知多都市計画課
- ⑭ 知多都市計画課
- ⑮ 知多都市計画課
- ⑯ 知多都市計画課
- ⑰ 知多都市計画課
- ⑱ 知多都市計画課
- ⑲ 知多都市計画課
- ⑳ 知多都市計画課
- ㉑ 知多都市計画課
- ㉒ 知多都市計画課
- ㉓ 知多都市計画課
- ㉔ 知多都市計画課
- ㉕ 知多都市計画課
- ㉖ 知多都市計画課
- ㉗ 知多都市計画課
- ㉘ 知多都市計画課
- ㉙ 知多都市計画課
- ㉚ 知多都市計画課
- ㉛ 知多都市計画課
- ㉜ 知多都市計画課
- ㉝ 知多都市計画課
- ㉞ 知多都市計画課
- ㉟ 知多都市計画課
- ㊱ 知多都市計画課
- ㊲ 知多都市計画課
- ㊳ 知多都市計画課
- ㊴ 知多都市計画課
- ㊵ 知多都市計画課
- ㊶ 知多都市計画課
- ㊷ 知多都市計画課
- ㊸ 知多都市計画課
- ㊹ 知多都市計画課
- ㊺ 知多都市計画課
- ㊻ 知多都市計画課
- ㊼ 知多都市計画課
- ㊽ 知多都市計画課
- ㊾ 知多都市計画課
- ㊿ 知多都市計画課

